

《労災・事故のリハビリ算定について》

(H18年4月現在)

消炎鎮痛処置及び介達牽引を、躯幹・四肢別にまとめました。

※ 労災の介達牽引に係る点数の算定は、消炎鎮痛処置に係る点数の算定と同様とする。

健保点数表の介達牽引の注2（5回目以降及び、急性発症7回目以降の逓減制）については適用しません。

（つまり労災・事故の請求に関しての逓減制はありません）

外来管理加算（52点）の特例

- ア) 「検査・処置等」を行った場合であっても、外来管理加算の点数（52点）に満たない「検査・処置等」に点数が1つある場合には外来管理加算の点数を算定できる。
- イ) 「検査・処置等」を行った場合であっても、外来管理加算の点数に満たない「検査・処置等の」点数が2つ以上ある場合には、そのうち最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、その他の点数は外来管理加算の点数（52点）に読み替え（引き上げ）て算定できる
- ✓ ア・イの特例は、他に52点以上の「検査・処置等」を算定している場合にも適用できる。
また、慢性疼痛管理料を算定した月であっても適用できる。

消炎鎮痛処置 躯幹（1部位）の場合

消炎鎮痛処置	35点
外来加算	52点

← 外来加算の点数を超えないので外来加算も併せて算定できる

消炎鎮痛処置 四肢<<1部位>>の場合

消炎鎮痛処置（35点×1.5）	53点
-----------------	-----

← 外来加算の点数を超えているので外来加算は算定できない

消炎鎮痛処置 四肢（2部位）の場合

消炎鎮痛処置（その1）	（35点×1.5）	53点
消炎鎮痛処置（その2）	（35点×1.5）	53点

} どちらも外来加算の点数を超えているので、外来加算は算定できない

消炎鎮痛処置 躯幹（1部位）・四肢（1部位）の場合

消炎鎮痛処置（躯幹）	35点	
消炎鎮痛処置（四肢）（35点×1.5）	27点	53点
外来加算	52点	

← 外来加算の点数を超えないので外来加算も併せて算定できる

消炎鎮痛処置 躯幹（2部位）・四肢（1部位）の場合

消炎鎮痛処置（躯幹・その1）	35点
消炎鎮痛処置（躯幹・その2）	35点→52点に読み替え
消炎鎮痛処置（四肢）（35点×1.5）	53点
外来加算	52点

- 外来加算の点数を超えない点数が1つでもあるので、外来加算も併せて算定できる。
- もう一方の外来加算の点数を超えない点数は52点に読み替える。
- 四肢加算の併せて算定できる